

別添 1-1

別表第 2 (第 8 条関係)

区分	午前		午後		夜間		午前・午後		午後・夜間		全日	
	9時から12時30分まで	13時から17時まで	17時30分から21時まで	9時から17時まで	17時30分から21時まで	9時から17時まで	17時30分から21時まで	9時から17時まで	17時30分から21時まで	9時から17時まで	17時30分から21時まで	9時から21時まで
大会議室	1,400円	1,600円	1,800円	3,000円	3,400円	4,800円						
その他の部屋	500円	500円	600円	1,000円	1,100円	1,600円						

備考

- 1 使用者（市内に勤務する者を除く。）の住所（法人または権利能力のない社団もしくは財団の場合にあつては、事務所または事業所の所在地）が本市にないときは、この表に掲げる使用料の5割に相当する額を加算する。
- 2 センターの構造上および運営上2区画の分割使用を市長が認める場合にあつては、部屋の使用料は、この表に掲げる使用料の5割に相当する額とし、該当するセンターおよび区分は、規則で定めるものとする。

別添 1-2

別表第 2 (第 8 条関係)

区分	午前		午後		夜間		午前・午後		午後・夜間		全日	
	9時から12時30分まで	13時から17時まで	17時30分から21時まで	9時から17時まで	17時30分から21時まで	9時から17時まで	17時30分から21時まで	9時から17時まで	17時30分から21時まで	9時から17時まで	17時30分から21時まで	9時から21時まで
大会議室	1,300円	1,400円	1,600円	2,700円	3,000円	4,300円						
その他の部屋	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円						

備考

使用者（市内に勤務する者を除く。）の住所（法人または権利能力のない社団もしくは財団の場合にあつては、事務所または事業所の所在地）が本市にないときは、この表に掲げる使用料の5割に相当する額を加算する。

別添 2-1

別表第 2 (第 10 条関係)

区分	午前		午後		夜間		午前・午後		午後・夜間		全日	
	9時から12時まで	13時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から21時まで
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》
会議室（床面積が80平方メートルを超えるもの）	1,000円	1,300円	1,700円	2,300円	3,000円	4,000円						
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》

備考 《現行どおり》

別添 2-2

別表第 2 (第 10 条関係)

区分	午前		午後		夜間		午前・午後		午後・夜間		全日	
	9時から12時まで	13時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から21時まで
《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
会議室（床面積が80平方メートルを超えるもの）	900円	1,200円	1,600円	2,100円	2,800円	3,700円						
《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》

備考 《省略》

別添 3-1

別表第 2 (第 9 条関係)

区分	午前		午後		夜間		午前・午後		午後・夜間		全日	
	9時から12時まで	13時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から21時まで
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》
会議室（床面積が80平方メートルを超えるもの）	1,000円	1,300円	1,700円	2,300円	3,000円	4,000円						
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》

備考 《現行どおり》

別添 3-2

別表第 2 (第 9 条関係)

区分	午前		午後		夜間		午前・午後		午後・夜間		全日	
	9時から12時まで	13時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から21時まで
《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
会議室（床面積が80平方メートルを超えるもの）	900円	1,200円	1,600円	2,100円	2,800円	3,700円						
《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》

備考 《省略》

(令和 7 年 1 2 月 2 4 日 掲 示 済 み)

草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 4 日

草津市長
橋 川 渉

草津市条例第 3 1 号

草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年草津市条例第 3 0 号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項および第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

(暴力団員等の排除)

第3条 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者ならびにその職員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者であってはならない。

(要保護児童)

第4条 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者ならびにその職員は、要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。）に関し、早期発見ならびに関係機関との円滑な連携および協力を努めなければならない。

(その他の基準)

第5条 前2条に定めるもののほか、法第34条第2項および法第46条第2項の規定により条例で定める特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準は、府令に定める基準（府令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(連携施設に関する経過措置)

2 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、府令第42条第1項第3号に係る連携協力を行う連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、府令第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から令和12年3月31日までの間、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要し

ない。

(令和7年12月24日揭示済み)

草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和7年12月24日

草津市長
橋 川
渉

草津市条例第32号

草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例

草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年草津市条例第31号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の1第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(暴力団員等の排除)

第3条 家庭的保育事業者等およびその職員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者であってはならない。

(要保護児童)

第4条 家庭的保育事業者等およびその職員は、要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。）に関し、早期発見ならびに関係機関との円滑な連携および協力を努めなければならない。

(設備の基準)

第5条 家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅そ

他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所で実施するものとする。

- (1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋（家庭的保育者またはその配偶者もしくはその1親等の親族がその全部もしくは一部を所有し、または賃借するものに限る。次号および第3号において同じ。）が建物の1階に設けられていること。
- (2) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設ける建物が、建築基準法（昭和25年法律第201号）および消防法（昭和23年法律第186号）の規定に違反していないこと。
- (3) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設ける建物が、昭和56年6月1日における建築基準法に基づく耐震基準に適合していること。
- (4) 規則で定める乳幼児の安全確保のための配慮がなされていること。

（家庭的保育補助者）

第6条 家庭的保育事業を行う場所には家庭的保育補助者を置かなければならない。ただし、利用乳幼児が1人である場合には、家庭的保育補助者を置かないことができる。

2 利用乳幼児が3人以下の場合で、かつ、家庭的保育補助者が調理業務に従事する場合には、調理員を置かないことができる。

（保育時間）

第7条 小規模保育事業における保育時間は、1日につき11時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、小規模保育事業を行う者が定めるものとする。

（その他の基準）

第8条 前5条に定めるもののほか、法第34条の16第1項の規定により条例で定める家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（連携施設に関する経過措置）

2 小規模保育事業を行う者は、省令第6条第1項第3号に係る連携協力を行う連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことがで

きると市が認める場合は、省令第6条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から令和12年3月31日までの間、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

（令和7年12月24日掲示済み）

草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和7年12月24日

草津市長
橋 川
 渉

草津市条例第33号

草津市放課後児童健全育成事業の設備
および運営に関する基準を定める条例

草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年草津市条例第32号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（暴力団員等の排除）

第3条 放課後児童健全育成事業者およびその職員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者であってはならない。

（職員）

第4条 省令第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、2年以内に都道府県知事または地方

自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市もしくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了する予定のものとして放課後児童健全育成事業者が認めるものを、同一の放課後児童健全育成事業者につき1回に限り、放課後児童支援員とみなすことができる。

2 放課後児童健全育成事業者は、前項の規定により放課後児童支援員とみなしたときは、その旨を書面で市長に届け出なければならない。

（要保護児童）

第5条 放課後児童健全育成事業者およびその職員は、要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。）に関し、早期発見ならびに関係機関との円滑な連携および協力に努めなければならない。

（責任体制の整備と研修）

第6条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対して研修の機会を確保しなければならない。

（その他の基準）

第7条 前4条に定めるもののほか、法第34条の8の2第1項の規定により条例で定める放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和7年12月24日揭示済み）

草津市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和7年12月24日

草津市長
橋 川
涉

草津市条例第34号

草津市乳児等通園支援事業の設備およ

び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

（暴力団員等の排除）

第3条 乳児等通園支援事業者およびその乳児等通園支援事業所の職員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者であってはならない。

（要保護児童）

第4条 乳児等通園支援事業者およびその乳児等通園支援事業所の職員は、要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。）に関し、早期発見ならびに関係機関との円滑な連携および協力に努めなければならない。

（その他の基準）

第5条 前2条に定めるもののほか、法第34条の16第1項の規定により条例で定める乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準は、府令に定める基準（府令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

付 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

（令和7年12月24日揭示済み）

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令附則第2条第1項の経過措置を定める条例をここに公布する。

令和7年12月24日

草津市長

橋 川
涉

草津市条例第 3 5 号

子ども・子育て支援法施行規則の一部
を改正する内閣府令附則第 2 条第 1 項
の経過措置を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法等の一部
を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関
係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和 7 年内
閣府令第 9 4 号）附則第 2 条第 1 項に基づき、子ど
も・子育て支援法施行規則（平成 2 6 年内閣府令第
4 4 号）第 2 8 条の 3 2 に規定する子ども・子育て
支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 3 0 条の 2 0
第 3 項の内閣府令で定める時間に関する経過措置を
定めることを目的とする。

（子ども・子育て支援法施行規則第 2 8 条の 3 2 に
規定する子ども・子育て支援法第 3 0 条の 2 0 第 3
項の内閣府令で定める時間に関する経過措置）

第 2 条 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法
律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の
整備に関する内閣府令附則第 2 条第 1 項に規定する
当該市町村の条例で定める時間は、3 時間とする。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 7 年 1 2 月 2 4 日 掲 示 済 み)

草津市上水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 4 日

草津市長 橋 川 涉

草津市条例第 3 6 号

草津市上水道事業給水条例の一部を改正する条例

草津市上水道事業給水条例（昭和 3 7 年草津市条例第 2 0 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 6 条 <<現行どおり>>	第 1 条～第 6 条 <<省略>>

改正後	改正前
<p>(給水装置工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置工事は、市長または市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）または他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <現行どおり></p> <p>第8条～第33条 <現行どおり></p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第34条 市長は、給水装置の構造および材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）<u>第6条第1項および第2項</u>に定める基準に適合していないときは、給水の申込みを拒み、または使用中の給水装置の構造および材質が同条に定める基準に適合しなくなつたときは、適合させるまでの間その者に対する、給水を停止することができる。</p> <p>2 <現行どおり></p> <p>第35条～第43条 <現行どおり></p>	<p>(給水装置工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置工事は、市長または市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2 <省略></p> <p>第8条～第33条 <省略></p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第34条 市長は、給水装置の構造および材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）<u>第5条</u>に定める基準に適合していないときは、給水の申込みを拒み、または使用中の給水装置の構造および材質が同条に定める基準に適合しなくなつたときは、適合させるまでの間その者に対する、給水を停止することができる。</p> <p>2 <省略></p> <p>第35条～第43条 <省略></p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和7年12月24日掲示済み)

草津市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月24日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第37号

草津市下水道条例の一部を改正する条例

草津市下水道条例（昭和56年草津市条例第37号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第 1 条～第 6 条 《現行どおり》 (排水設備等の工事の実施)</p> <p>第 7 条 排水設備等の新設等の工事は、管理規程で定めるところにより、市長が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した下水道工事店(以下「指定工事店」という。)でなければ行つてはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長(地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 7 条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。)が指定した者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 《現行どおり》</p> <p>第 8 条～第 35 条 《現行どおり》</p>	<p>第 1 条～第 6 条 《省略》 (排水設備等の工事の実施)</p> <p>第 7 条 排水設備等の新設等の工事は、管理規程で定めるところにより、市長が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した下水道工事店(以下「指定工事店」という。)でなければ行つてはならない。</p> <p>2 《省略》</p> <p>第 8 条～第 35 条 《省略》</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和 7 年 1 2 月 2 4 日 掲 示 済 み)

規 則

草津市病児・病後児保育の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 1 7 日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第 59 号

草津市病児・病後児保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

草津市病児・病後児保育の実施に関する規則(平成 21 年草津市規則第 37 号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第 1 条～第 14 条 《現行どおり》 別記様式第 1 号(第 7 条関係) (別添 1-1 のとおり) 別記様式第 2 号～別記様式第 6 号 《現行どおり》</p>	<p>第 1 条～第 14 条 《省略》 別記様式第 1 号(第 7 条関係) (別添 1-2 のとおり) 別記様式第 2 号～別記様式第 6 号 《省略》</p>

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現にある改正前の草津市病児・病後児保育の実施に関する規則の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

別添1-1

別添1号(第7条関係)

草津市病児・病後児保育利用登録申請書

登録番号 K [] [] [] [] ([] 年度)

年 月 日

草津市長 宛

草津市病児・病後児保育の利用につき次のとおり申請します。

Form with fields for child name, applicant name, address, phone, and emergency contacts.

同意書

草津市病児・病後児保育の実施に関する規則に基づく病児・病後児保育を受けるため、次のことについて同意します。
1 利用料算定のため、私および私の世帯に属する者の住民登録の状況、課税状況および世帯状況(生活保護受給世帯・母子世帯・在宅障害児(者)のいる世帯)に係る公簿(電算処理された情報)の閲覧および関係行政機関への資料提供を求めること。
2 本事業実施に必要な情報を実施機関に提供すること。
3 利用料の決定に保育料の認定階層区分を使用されること。
4 この申請書を実施施設に提供されること。

草津市長 宛

保護者名

年 月 日

※以下は記入しないでください。

備考欄

別添1-2

別添様式第1号(第7条関係)

草津市病児・病後児保育利用登録申請書

登録番号 K [] [] [] [] ([] 年度)

年 月 日

草津市長 宛

草津市病児・病後児保育の利用につき次のとおり申請します。また、利用料の決定に保育料の認定階層区分を使用されることおよびこの申請書を実施施設に提供されることに同意します。

Form with fields for child name, applicant name, address, phone, and emergency contacts.

Medical history table with columns for disease type and response.

同意書

草津市病児・病後児保育の実施に関する規則に基づく病児・病後児保育を受けるため、次のことについて同意します。
1 利用料算定のため、私および私の世帯に属する者の住民登録の状況、課税状況および世帯状況(生活保護受給世帯・母子世帯・在宅障害児(者)のいる世帯)に係る公簿(電算処理された情報)の閲覧および関係行政機関への資料提供を求めること。
2 本事業実施に必要な情報を実施機関に提供すること。

草津市長 宛

保護者名 (署名)

年 月 日

※以下は記入しないでください。

備考欄

(令和7年12月17日掲示済み)